

## 個人情報適正管理規程

制定 平成19年 4月 1日  
改定 平成23年 6月23日  
改定 平成27年 8月 3日  
改定 平成30年10月29日  
改定 令和 3年 3月25日

第1条 無料職業紹介事業の個人情報を取り扱う無料職業紹介所（以下「本事業所」という）の職員の範囲は、営農担当部署とし、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する本事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱について、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めるものとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規程は、厚生労働大臣へ届け出（平成19年4月25日）、平成19年4月1日から効力を生じる。

### 附 則

この規程の変更は、平成23年7月1日から適用する。

### 附 則

この規程の変更は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

### 附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日に遡及して施行する。

### 附 則

この規定の変更は、令和 3年4月1日から適用する。